株主各位

東京都港区新橋五丁目23番7号 シンバイオ製薬株式会社 代表取締役社長 吉 田 文 紀

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら、平成25年3月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、 上記の行使期限までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された 場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使 を有効なものといたします。

敬具

1. 日 時 平成25年3月28日 (木曜日) 午前10時00分 (開場:午前9時30分)

2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階 「東京ステーションコンファレンス」602会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- **報告事項 1.** 第8期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで) 事業報告の内容報告の件
 - 2 第8期 (平成24年1月1日から平成24年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 2. また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 3. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を 代理人として株主総会にご出席いただけます。その場合には、代理権を証明す る書面のご提出が必要となります。
- 4. 招集通知添付書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上のウェブサイト (http://www.symbiopharma.com/) に掲載させていただきますのでご了承ください。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成24年1月1日から) 平成24年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、震災復興需要等による下支え効果は継続するものの、長期化する円高・欧州債務問題に端を発する海外経済減速や日中関係の影響などもあり、弱含む展開となりました。その後、12月の政権交代をきっかけに円安が進み、株価も持ち直すなど明るさの兆しが見えはじめたものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当医薬品業界におきましては、薬価改定(平成24年4月実施)、後発医薬品の使用促進等の医療費抑制策により、特に新薬メーカーにとって厳しい経営環境が続きました。

このような状況下、当事業年度における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

国内

[SyB L-0501 (一般名:ベンダムスチン塩酸塩、商品名:トレアキシン∞)] 抗がん剤 SyB L-0501につきましては、業務提携先のエーザイ株式会社(以下「エーザイ」という)を通じ、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として、平成22年12月より国内販売を行っています。

本剤につきましては、4つの適応症を対象として開発を進めております。

再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とした第Ⅱ相臨床試験(日韓共同試験)につきましては、臨床試験データの分析・評価を完了したものの、医薬品医療機器総合機構との申請前相談の結果を踏まえ、当事業年度に計画していた承認申請を見送ることとしました。

当該第II 相臨床試験は、治療歴を有する再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の適応を対象に、SyB L-0501とリツキシマブ併用時の有効性及び安全性を確認することを目的として、日本及び韓国の計25施設において実施されました。この試験においては63症例が登録され、うち59症例が解析対象となりました。その結果、奏効率は62.7%で、このうち完全寛解率は37.3%と高い有効性が示されました。また、無増悪生存期間 (PFS) の中央値は200日に至り、再発・難治性の非ホジキンリンパ腫の患者さんの予後を改善する可能性が示されました。副作用は臨床的に管理可能であり、高齢者にも適用可能でした。

なお、本試験結果の詳細につきましては、平成24年6月にシカゴで開催された 米国臨床腫瘍学会(ASCO)において、名古屋第二赤十字病院の小椋美知則先生より発表されました。

さらに、平成24年10月に京都市で開催された第74回日本血液学会学術集会に おいても、国立がん研究センター中央病院の飛内賢正先生より、本試験結果に ついての概要が発表されました。

本適応症に対する今後の開発方針については、業務提携先であるエーザイと 協議を行い決定してまいります。

初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を対象とする第Ⅱ相臨床試験につきましては、平成24年12月末現在において、目標症例数67症例に対し、残り1症例まで患者登録を進めました。

再発・難治性の多発性骨髄腫を対象とする第Ⅱ相臨床試験につきましては、 目標症例数44症例に対し17症例まで患者登録を進めました。

この他にも当事業年度には、慢性リンパ性白血病を対象とする国内第II相臨床試験の準備を進め、平成24年12月には治験届が当局によって受理されました。なお、本剤は平成24年6月に、慢性リンパ性白血病を対象とするオーファンドラッグ(希少疾病医薬品)に指定されています。

[SyB L-1101 (注射剤) /SyB C-1101 (経口剤) (一般名:rigosertib)]

抗がん剤 SyB L-1101 (注射剤) につきましては、平成24年3月に血液腫瘍の一種である再発・難治性の骨髄異形成症候群 (MDS) を対象とする国内第 I 相臨床試験の治験届が受理されました。その後、平成24年6月に最初の患者登録が行われ、国内第 I 相臨床試験を開始しました。

一方、抗がん剤 SyB C-1101 (経口剤) につきましては、平成24年12月に初回 治療の骨髄異形成症候群 (MDS) を対象とする国内第 I 相臨床試験の治験届が受 理されました。

なお、本剤の導入元であるオンコノバ・セラピューティクス社(米国)は、 平成24年9月にバクスター・インターナショナル社(米国)と本剤の欧州市場 における業務提携を発表しました。

この業務提携が成立したことにより、rigosertibの欧米での開発・商業化が加速されるとともに、これらの海外での臨床試験のデータを活用することで、当社が開発・販売権を有する日本及び韓国において、早期の承認取得の可能性が高まることが期待されます。

[SyB D-0701]

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、平成24年10月に、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第Ⅱ相臨床試験の症例登録が完了しました。

② 海外

SyB L-0501につきましては、台湾において平成24年2月に業務提携先であるイノファーマックス社(台湾)により販売が開始されました。その他、シンガポールと韓国での販売も概ね計画通りに推移しました。なお、シンガポールと韓国においては、国内と同様エーザイ(現地法人)を通じて販売を行っています。

③ 経営成績

以上の結果、当事業年度の売上高は、SyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売により、1,955,178千円(前年同期比3,9%増)となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験、SyB D-0701の臨床試験、SyB L-1101の臨床試験の費用等が発生したこと等により研究開発費1,438,125千円(前年同期比26.1%減)を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費855,128千円(前年同期比9.6%増)を計上したことから、合計で2,293,253千円(前年同期比15.8%減)となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は1,700,273千円(前年同期は営業損失2,066,846千円)となりました。また、為替差損及び社債発行費を主とする営業外費用36,516千円を計上したこと等により、経常損失は1,729,480千円(前年同期は経常損失2,095,382千円)、当期純損失は1,733,320千円(前年同期は当期純損失2,104,513千円)となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業 務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は、新薬候補品の開発を加速させ、パイプラインの一層の強化を図るため、平成24年12月27日にウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(発行価額の総額10億円)及び第29回新株予約権(発行価額5,100千円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行総額5億円)の発行決議を行いました。これに伴い、平成25年1月15日にウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合から当社に対して1,005,100千円の払い込みが完了しております。

なお、平成25年1月31日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換(450,000千円)及び第29回新株予約権の行使(200,000千円)がされたことに伴い、資本金は6,350,629千円、資本準備金は6,320,629千円、発行済株式総数は21,151,465株となりました。

② 設備投資

当事業年度の設備投資の主なものは、災害対策用オフィス新設に伴うIT機器及び電気設備の導入費用等3,048千円であります。なお、設備投資資金は主に自己資金により調達しました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分		年度	平成21年度 第5期	平成22年度 第6期	平成23年度 第7期	平成24年度 第8期(当期)
売	上	高	1, 191, 127千円	1,449,972千円	1,882,521千円	1,955,178千円
営業利	益(または損失	失(△))	△208,027千円	△612, 793千円	△2,066,846千円	△1,700,273千円
経常利	益(または損失	失(△))	△214,072千円	△638, 375千円	△2,095,382千円	△1,729,480千円
当期純	利益(または損	失(△))	△217,872千円	△642, 307千円	△2, 104, 513千円	△1,733,320千円
1株当たり	り当期純利益(または	は損失(△))	△3, 252. 84円	△5, 933. 47円	△143.60円	△90.60円
総	資	産	4, 260, 689千円	4, 262, 783千円	7, 256, 094千円	5,502,190千円
純	資	産	4,053,758千円	4,083,064千円	6,605,564千円	4,899,957千円
1 株	当たり純資	資産額	40, 275. 39円	36, 541. 74円	345. 28円	254.71円

なお、当社は平成23年6月2日を効力発生日として、1株につき100株の割合をもって分割する株式分割を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の点を主要な経営課題ととらえ、取り組んでまいります。

① パイプラインの更なる充実について

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めるためには、開発候補品を継続的 に導入し、パイプラインを充実させていく必要があります。

現在、当社はパイプラインに4品目 (SyB L-0501、SyB D-0701、SyB L-1101、SyB C-1101) を有しておりますが、今後もパイプラインの更なる拡充に向けて、新規の開発品の導入を積極的に進めてまいります。また、現在、複数の新規候補品の評価を進めております。

② トレアキシン® (SyB L-0501) とrigosertib (リゴサチブ) (SyB L-1101 / C-1101) のライフサイクル・マネジメントの追求

企業価値を高めるためには、開発候補品の導入だけではなく、導入した開発品の適応症を追加することにより、開発品目あたりの収益の最大化を図る、ライフサイクル・マネジメントを追求することが重要となります。

トレアキシン®は、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認を取得していますが、その他にも4つの適応症を対象として開発を進めております。再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫については、既に第 Π 相臨床試験を完了し申請前機構相談を行い追加試験を求められたことから、継続して協議を進めております。初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫、再発・難治性の多発性骨髄腫の第 Π 相臨床試験については症例集積を進めております。また、慢性リンパ性白血病の第 Π 相臨床試験の治験届が受理されており、今後、症例集積を進めてまいります。

rigosertib (リゴサチブ) については、現在、注射剤と経口剤で骨髄異形成症候群を対象として開発を進めております。骨髄異形成症候群は優れた治療薬がないため医療ニーズが極めて高い治療領域のひとつです。また、オンコノバ社により、米国において膵臓癌を対象として第Ⅱ相臨床試験が進められており、その結果を見て日本においての臨床試験の実施の判断をする予定です。

今後、更なる適応症追加を行いライフサイクル・マネジメントを追求することにより、トレアキシン及びrigosertib(リゴサチブ)の事業価値の最大化を図ってまいります。

③ アジア地域等への展開について

当社は日本のみならず、中国・韓国・台湾・シンガポールの4ヶ国を戦略地域として位置付けています。これらの地域は高い経済成長とともに医療分野も高成長が期待されており、当該地域における事業展開は、当社の経営戦略にお

いて今後一層重要性が高まると考えています。

当社のパイプラインにおいては、SyB L-0501及びSyB D-0701の開発・販売対象国は、日本のみならず中国・韓国・台湾・シンガポールが含まれています。また、SyB L-1101/C-1101の開発・販売対象国には、日本の他に韓国が含まれており、現在、韓国においての承認申請の検討を進めております。当社は、これら薬剤のアジア地域における臨床試験の開始、販売認可の取得を積極的に進めてまいります。

④ 人材の確保について

当社の経営資源の第一は人であると考えています。優秀な人材なくして、新薬の探索、開発において優れた成果をあげることはできません。当社は継続的に優秀な人材の採用を行っており、上場後、特に経営組織をより強固にすべく優れた人材を採用してまいりました。また、OJTや研修等による人材育成を通じて、人材の更なる強化を図ってまいります。

⑤ 財務上の課題について

当社は、パイプラインの開発進展、開発候補品の増加等に伴い、研究開発費を中心とする事業活動に合わせて資金を調達する必要があります。

従って、引き続き資金調達手法の多様化を進めるとともに、予算管理の徹底 を通じてコスト抑制を図ることで、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(平成24年12月31日現在)

当社は、医療上のニーズは極めて高いものの、新薬の開発が遅れている「空白の治療領域」をビジネスチャンスと捉え、特に「がん・血液・自己免疫疾患」の3領域に特化した分野における新薬の開発を、探索から開発・製造そして販売まで一貫して行うことを主たる事業内容としております。

- (6) 主要な営業所及び従業員の状況
 - ① 主要な営業所(平成24年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

② 従業員の状況 (平成24年12月31日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	51	5名増	48.6	3. 6
女 性	25	_	39. 5	2. 7
合計又は平均	76	5名増	45. 6	3. 3

- (注)1. 従業員数は就業員数であります。
 - 2. 上記従業員数には、派遣社員12名は含まれておりません。
- (7) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況 該当事項はありません。
- (8) 主要な借入先及び借入額の状況 (平成24年12月31日現在) 該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成24年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 56,000,000株 (2) 発行済株式の総数 普通株式 19, 130, 825株

(自己株式75株を除く) 4,533名

(3) 株主数

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 田 文 紀	3,030,000株	15.8%
セファロンインク	2,589,000株	13.5%
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	2,308,800株	12.1%
エーザイ株式会社	833, 400株	4.4%
株式会社ティー・アンド・エス	729, 100株	3.8%
早稲田1号投資事業有限責任組合	684,000株	3.6%
早稲田グローバル1号投資事業有限責任組合	500,000株	2.6%
TNPオンザロード1号投資事業有限責任組合	254,000株	1.3%
第一三共株式会社	200,000株	1.0%
ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合	196,800株	1.0%

⁽注) 持株比率は発行済株式の総数より自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が保有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたも のに関する事項
 - ① 平成17年6月20日臨時株主総会決議(第1回新株予約権)

(平成24年12月31日現在)

新株予約権の数

3,510個

・新株予約権の目的である株式の数

351,000株

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 500円

自 平成19年6月21日

・新株予約権を行使することができる期間

至 平成27年6月20日

当社役員の保有状況

					新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 (社	取 締 役 (社外取締役を除く)				900個	90,000株	1名
社	外	取	締	役	500個	50,000株	2名
監		査		役	_	_	

② 平成22年3月30日定時株主総会決議(第20回新株予約権)

(平成24年12月31日現在)

・新株予約権の数

3,610個

・新株予約権の目的である株式の数

361,000株

新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 600円

・新株予約権を行使することができる期間

自 平成24年4月1日

至 平成32年3月31日

・ 当社役員の保有状況

		新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 (社外取締役を除	役 <<)	2,130個	213,000株	2名
社 外 取 締	役	600個	60,000株	2名
監査	役	_	_	_

③ 平成22年3月30日定時株主総会決議(第22回新株予約権)

(平成24年12月31日現在)

・新株予約権の数

1,530個

・新株予約権の目的である株式の数

153,000株

新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 600円

・新株予約権を行使することができる期間

自 平成24年4月1日 至 平成32年3月31日

・ 当社役員の保有状況

					新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)						_	_
社	外	取	締	役	200個	20,000株	1名
監		査		役		_	_

④ 平成23年3月30日定時株主総会決議(第24回新株予約権)

(平成24年12月31日現在)

・新株予約権の数

1,920個

・新株予約権の目的である株式の数

192,000株

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 700円 ・新株予約権を行使することができる期間

自 平成25年3月31日

至 平成33年3月30日

当社役員の保有状況

					新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 (社外	外取	締 締役	を除	役()	1,420個	142,000株	2名
社	外	取	締	役	300個	30,000株	2名
監		查		役	_	_	_

⑤平成24年3月29日定時株主総会決議(第26回新株予約権)

(平成24年12月31日現在)

・新株予約権の数

3.625個

・新株予約権の目的である株式の数

362,500株

新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 570円

自 平成26年4月18日

・新株予約権を行使することができる期間

至 平成34年4月17日

当社役員の保有状況

					新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)					3,000個	300,000株	2名
社	外	取	締	役	625個	62,500株	2名
監		査		役	_	_	

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等 に関する事項
 - ① 平成24年3月29日定時株主総会決議(第27回新株予約権)

新株予約権の数

4.307個

新株予約権の目的である株式の数

430,700株

新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 570円
- ・新株予約権を行使することができる期間

自 平成26年4月18日

至 平成34年4月17日

条件

新株予約権の行使 ①各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないも のとする。

- ②権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与さ れた権利の一部または全部を行使することが可能とな る。
 - a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付 与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権 利を行使することができる。
 - b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付 与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権 利を行使することができる。
 - c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付 与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権 利を行使することができる。
 - d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付 与された新株予約権のすべてについて権利を行使する ことができる。
- ③本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権 者」という。) は、権利行使時において、当社または 当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位 を有していなければならない。ただし、下記のいずれ かに該当する場合にはこの限りではない。
 - a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が 任期満了により退任した場合。
 - b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退 職した場合。
 - c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または 従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任また

は退職したものと取締役会が決議した場合。

④本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものと見なされる場合を含む。以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権者は、権利行使期間の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

⑤本新株予約権者が

- a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株 予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限 として
- b)本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として 当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6ヶ月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑥本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないもの とする。

・当社使用人への交付状況

					新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当	社	使	用	人	4,307個(注)	430,700株 (注)	70名

(注)上記のうち、293個(29,300株)は退職により権利を喪失しております。

- ② 平成24年3月29日定時株主総会決議(第28回新株予約権)
 - ・新株予約権の数

165個

・新株予約権の目的である株式の数

16,500株

新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 570円
- 新株予約権を行使することができる期間 自 平成26年9月14日

至 平成34年9月13日

条件

- ・新株予約権の行使 ①各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないも のとする。
 - ②権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与さ れた権利の一部または全部を行使することが可能とな る。
 - a) 平成26年9月14日から平成27年9月13日までは、付 与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権 利を行使することができる。
 - b) 平成27年9月14日から平成28年9月13日までは、付 与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権 利を行使することができる。
 - c) 平成28年9月14日から平成29年9月13日までは、付 与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権 利を行使することができる。
 - d) 平成29年9月14日から平成34年9月13日までは、付 与された新株予約権のすべてについて権利を行使する ことができる。
 - ③本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権 者」という。) は、権利行使時において、当社または 当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位 を有していなければならない。ただし、下記のいずれ かに該当する場合にはこの限りではない。
 - a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が 任期満了により退任した場合。
 - b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退 職した場合。
 - c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または 従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任また は退職したものと取締役会が決議した場合。
 - ④本新株予約権を行使することができる期間(以下「本

行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものと見なされる場合を含む。以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権者は、権利行使期間の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

⑤本新株予約権者が

- a)本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株 予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限 として
- b)本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6ヶ月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑥本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないもの とする。

・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	165個	16,500株	5名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度中に発行した新株予約権のうち、当社外部協力者へ交付したものはありません。

4. 会社役員に関する事項(平成24年12月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

‡	也 亿	Ĭ	F	£	名		担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	吉	田	文	紀	社長執行役員(CEO)
取	締	役	前	Ш	裕	貴	常務執行役員 CFO
取	締	役	江	端	貴	子	
取	締	役	ローウン	ェル	・シ	アーズ	Sears Capital Management Inc. 最高経営責任者
取	締	役	ジョージ	• न	<u>-</u>	スティン	G & R Morstyn Pty Ltd. 最高経営責任者
常勤	助監査	歪 役	大	泉	浩	志	
監	查	役	_	條	實	昭	弁護士 (アンダーソン・毛利・友常 法律事務所パートナー)
監	查	役	島	崎	主	税	公認会計士(公認会計士島崎事務所 代表)

- (注) 1. 江端貴子、ローウェル・シアーズ及びジョージ・モースティンは、社外取締役であります。
 - 2. 大泉浩志、一條實昭及び島崎主税は、社外監査役であります。
 - 3. 社外監査役の島崎主税は、大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 4. 常勤監査役の大泉浩志は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役の一條實昭は、弁護士であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 監査役の島崎主税は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する ものであります。
 - 7. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりです。
 - ・監査役の後藤雅彦は、平成24年3月29日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
 - ・取締役の江端貴子は、平成24年3月29日開催の第7期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
 - ・取締役の尾川修は、平成24年7月31日付で辞任いたしました。なお、在任時の担当は、常務執行役員開発本部長であります。
 - 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

執行役員 太田 雅貴

執行役員 Qin Albert (秦 小強)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額 (千円)
取締役(うち社外取締役)	6名 (3名)	85, 829 (14, 413)
監査役(うち社外監査役)	4名 (4名)	20, 279 (20, 279)
合計	10名 (7名)	106, 108 (34, 692)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年8月3日開催の臨時株主総会において、年額1億3千万円以内とする旨を決議いただき、また、当該取締役報酬枠と別枠で、平成24年3月29日開催の第7期定時株主総会において、会社法第361条第1項に規定される報酬等として、年額1億3,000万円(うち社外取締役につき2,100万円)の範囲で新株予約権を付与する旨を決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月30日開催の臨時株主総会において、年額3千万円以内とする旨を決議いただいております。
 - 4. 上記の支給人数には、平成24年7月31日付で辞任した取締役1名及び平成24年3月29日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
 - 5. 上記支給額の合計には、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役4名14,559千円)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 江端貴子
 - a. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

該当事項はありません。

- c. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- d. 当事業年度における主な活動状況 取締役会の出席率は86.7%であります。
- e. 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

f. 当社親会社またはその子会社から受けている報酬等の額 該当事項はありません。

- ② 取締役 ローウェル・シアーズ
 - a. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等と の関係

Sears Capital Management Inc. の最高経営責任者を兼務しております。 同社との間には取引等の関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

Cellerant Therapeutics, Inc. の社外取締役を兼務しております。 同社との間には取引等の関係はありません。

- c. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- d. 当事業年度における主な活動状況 取締役会の出席率は100.0%であります。
- e. 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

- f. 当社親会社またはその子会社から受けている報酬等の額 該当事項はありません。
- ③ 取締役 ジョージ・モースティン
 - a. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等と の関係
 - G & R Morstyn Pty Ltd. の最高経営責任者を兼務しております。 同社との間には取引等の関係はありません。
 - b. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

GBS Venture Partners Pty Ltd.、Proacta、Cooperative Research Centre for Cancer Therapeutics、Therapeutics Innovationの社外取締役を兼務しております。その他に Victorian Comprehensive Cancer Centre (Deputy Chairman of Board)を兼務しております。いずれの会社との間においても取引等の関係はありません。

- c. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- d. 当事業年度における主な活動状況 取締役会の出席率は78.9%であります。
- e. 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

f. 当社親会社またはその子会社から受けている報酬等の額 該当事項はありません。

④ 常勤監查役 大泉浩志

a. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等と の関係

該当事項はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

該当事項はありません。

- c. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- d. 当事業年度における主な活動状況
 - (1) 取締役会の出席状況 取締役会の出席率は100.0%であります。
 - (2) 監査役会の出席状況 監査役会の出席率は100.0%であります。
- e. 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

f. 当社親会社またはその子会社から受けている報酬等の額 該当事項はありません。

⑤ 監査役 一條實昭

a. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等と の関係

該当事項はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

野村不動産オフィスファンド投資法人の監督役員を兼務しております。 同社との間には取引等の関係はありません。

- c. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- d. 当事業年度における主な活動状況

(1) 取締役会の出席状況 取締役会の出席率は94.7%であります。

(2) 監査役会の出席状況 監査役会の出席率は100.0%であります。

e. 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

f. 当社親会社またはその子会社から受けている報酬等の額 該当事項はありません。

⑥ 監查役 島崎主税

a. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

該当事項はありません。

- c. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- d. 当事業年度における主な活動状況
 - (1) 取締役会の出席状況 取締役会の出席率は100.0%であります。
 - (2) 監査役会の出席状況 監査役会の出席率は100.0%であります。
- e. 責任限定契約の内容の概要

会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

f. 当社親会社またはその子会社から受けている報酬等の額該当事項はありません。

各社外取締役は、経営に関する高い見識に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、適宜助言・質問を行いました。

各社外監査役は、経営に関する高い見識に基づき、かつ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の審議・報告内容につき、経営監視機能を果たすため適宜質問を行い、また監査役会の審議・報告内容につき、実効性の高い監査の実現のため積極的に質問・意見表明を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、 監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株 主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
 - ① 当社は、企業行動憲章を代表取締役社長が、繰返しその精神の遵守を取締役、 監査役及び社員(契約社員、派遣社員、業務委託社員を含む)に求めること により、法令遵守及び倫理維持(「コンプライアンス」)をあらゆる企業活動 の前提とすることを徹底する。
 - ② 当社は、管理部門責任者を委員長とし、本部長または関係部署長を委員とするコンプライアンス委員会が中心になってコンプライアンスを推進する。
 - ③ 当社は、社外に常設のコンプライアンス・ホットラインを通して、不正行為の早期発見と是正に努める。また、社内にも全てのコンプライアンス問題に関する通報窓口を通して、社員等からの相談を受ける。
 - ④ 社長直属の内部監査室は、経営の品質保証のため、内部統制の整備及び運用 状況を、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、及びコンプライアンス の観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価 し、その改善に向けて助言・提言を行う。
 - ⑤ 当社は、良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行う。更に当社は、 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し毅然とし て対決する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、総務部長を文書取扱の統轄管理責任者とし、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する基本方針と関連規程に基づき、リスク管理を行う。平時には代表取締役社長を委員長とする常設のリスクマネジメント委員会において、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応を行う。また、緊急事態には代表取締役社長を対策本部長とし、対策本部を設置して、緊急事態に対応する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役及び社員は、「取締役会規程」及び「決裁規程」等に基づく適正な意思決 定ルールに従い、職務を執行する。
 - ② 当社は、代表取締役社長の的確な判断を補佐するため、「経営執行会議規程」に基づき、経営執行会議を定期的に開催する。

- ③ 当社は、長期経営計画を策定し、事業を展開する。また、年度ごとの事業計画に数値目標を含め、業績評価と予算管理を行い、その達成状況を、毎月取締役会に報告する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する体制
 - ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役は、必要に応じて監査担当者の任命を代表取締役社長に要請することができるものとし、 代表取締役社長は、その要請を受けた場合には、必要な範囲内で監査担当者 を任命する。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けない。
 - ③-1 監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設ける。
 - ③-2 取締役及び執行役員は、当社に著しい損害、若しくは影響を及ぼす事実を 発見した場合、速やかに監査役に報告する。
 - ③-3 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため取締役会の他、経営執行会議その他の重要会議に出席することができる。
 - ④ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で意見交換会を開催する。

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5, 420, 623	流動負債	598, 527
現金及び預金	4, 540, 022	買 掛 金	329, 768
売 掛 金	148, 081	リース債務	673
有 価 証 券	300,000	未 払 金	195, 833
商品及び製品	164, 571	未払法人税等	15, 588
貯 蔵 品	320	そ の 他	56, 662
前 払 費 用	98, 192		
立 替 金	99, 036		
未収消費税等	39, 495		
為替予約	21, 385	固定負債	3, 705
その他	9, 517	リース債務	2, 017
		退職給付引当金	1, 688
固 定 資 産	81, 567		
有形固定資産	13, 721	負 債 合 計	602, 232
建物	7, 705	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	33, 921	株主資本	4, 872, 790
減価償却累計額	$\triangle 27,905$	資 本 金	6, 024, 610
無形固定資産	10, 864	資 本 剰 余 金	5, 994, 610
ソフトウェア	8, 324	資 本 準 備 金	5, 994, 610
リース資産	2, 540	利 益 剰 余 金	△7, 146, 411
投資その他の資産	56, 980	その他利益剰余金	$\triangle 7, 146, 411$
長期前払費用	27, 646	繰越利益剰余金	$\triangle 7, 146, 411$
敷金及び保証金	29, 334	自己株式	△17
		新 株 予 約 権	27, 167
		純 資 産 合 計	4, 899, 957
資 産 合 計	5, 502, 190	負債・純資産合計	5, 502, 190

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (平成24年1月1日から) 平成24年12月31日まで)

(単位:千円)

	彩	ł	F	1		金	額
I.	売		Ŀ	高			1, 955, 178
П.	売	上	原	価			1, 362, 199
売	į,	上 ;	総和	ij.	益		592, 979
ш.	販 売	費及び	一般管	理 費			2, 293, 253
営	•	業	損		失		1, 700, 273
IV.	営	業を	小 収	益			
	受	取	利		息	1, 585	
	有	価 訂	正券	利	息	3, 353	
	保	険	配	当	金	1, 122	
	そ		\mathcal{O}		他	1, 247	7, 309
V.	営	業を	ト 費	用			
	支	払	利		息	137	
	支	払	手	数	料	10, 829	
	社	債	発	行	費	9, 473	
	為	替	差		損	15, 755	
	そ		\mathcal{O}		他	320	36, 516
経		常	損		失		1, 729, 480
VI.	特	別	損	失			
	古	定 資	産 除	却	損	39	39
税	:引	前 当	期純	損	失		1, 729, 520
法	人稅	位、住民	税及び	事業	税	3, 800	3, 800
当		期	純描	Ę	失		1, 733, 320

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
		資本剰余金	利益剰余金		
	資 本 金	次士淮供入	その他利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	繰越利益剰余金		
平成24年1月1日残高	6, 024, 610	5, 994, 610	△5, 413, 091	△17	6, 606, 110
事業年度中の変動額					
当 期 純 損 失			△1, 733, 320		△1, 733, 320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-
事業年度中の変動額合計	-	-	△1, 733, 320	ı	△1, 733, 320
平成24年12月31日残高	6, 024, 610	5, 994, 610	△7, 146, 411	△17	4, 872, 790

	評価・換 その他有価証券 評価差額金		新株予約権	純資産合計
平成24年1月1日残高	△546	△546	-	6, 605, 564
事業年度中の変動額				
当 期 純 損 失				△1, 733, 320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	546	546	27, 167	27, 713
事業年度中の変動額合計	546	546	27, 167	△1, 705, 606
平成24年12月31日残高	-	-	27, 167	4, 899, 957

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの 決算目の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資

産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ 時価法によっております。

たな卸資産 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しており

ます。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建 物 2~18年 工具 器具及び備品 4~10年

無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内におけ

る利用可能期間 (5年) に基づいております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

全額発生時の費用として処理しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上方法 貸 倒 引 当 金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収 不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりませ ん。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記) 該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

一般管理費に含まれている研究開発費

1,438,125千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

		当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通		19, 130, 900	-	_	19, 130, 900
株式	自己株式	75	-	-	75

(2) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 1,423,000株

(注)権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因の内訳

繰延税金資産	(千円)
一括償却資産償却超過額	1,094
減価償却資産償却超過額	621
繰延資産償却超過額	212, 730
研究開発費否認	836, 309
買掛金否認	14, 899
未払金否認	19, 905
退職給付引当金否認	601
未払事業税否認	5, 203
資産除去債務否認	3, 143
繰越欠損金	1, 454, 943
繰延税金資産小計	2, 549, 452
評価性引当額	$\triangle 2, 549, 452$
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	
繰延税金資産の純額	

(リースにより使用する固定資産に関する注記) 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、パイプラインの開発計画に照らし、必要な資金(主に第三者割当及び募集による株式発行)を調達しております。一時的な余資は、安全性を最優先に流動性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、社内規程で定められた範囲を対象に行い、原則として 投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、共同開発に係る立替金は、顧客ないし共同開発パートナーの信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権については、 為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、元本割れのリスクを極力排した商品を選定していますが、市場 価格の変動リスクはゼロではありません。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために行っており、外貨建 金銭債権債務の残高や外貨建営業取引に係る輸出入実績等を踏まえ、社内規程 で定められた範囲内での為替予約取引を利用しております。

敷金及び保証金については、そのほとんどが事務所の賃貸に係る保証金であり、その返還に関しては賃貸人の信用リスクに左右されます。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、マーケティング部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

2. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行って おります。

有価証券については、資金管理規程に従い、一定程度を上回る格付けや運用期間等で、元本割れリスクを極力排しております。

外貨建債権債務については、為替の変動リスクを回避する目的で為替予約 取引を行っております。

デリバティブ取引については、社内規程で定められた決裁手続きを経て、 財務経理部が実行及び管理を行っております。月次の取引実績は、経営執行 会議に報告しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払実行できなくなるリスク) の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変 動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該 価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の期末日現在における営業債権の100%が特定の大口顧客に対する ものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4, 540, 022	4, 540, 022	_
(2) 売掛金	148, 081	148, 081	_
(3) 有価証券	300,000	300, 000	_
(4) 立替金	99, 036	99, 036	_
(5) 未収消費税等	39, 495	39, 495	_
資産計	5, 126, 635	5, 126, 635	ı
(1) 買掛金	329, 768	329, 768	_
(2) リース債務(短期)	673	678	4
(3) 未払金	195, 833	195, 833	_
(4) 未払法人税等	15, 588	15, 588	_
(5) リース債務(長期)	2, 017	2, 023	5
負債計	543, 882	543, 892	10
デリバティブ取引 (*1)	21, 385	21, 385	-

- (*1) デリバティブ取引、債権・債務を差引きした合計を表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 立替金、(5) 未収消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価 額によっております。
- (3) 有価証券 債券は金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) リース債務(短期)、(5) リース債務(長期) リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合 に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

<u>デリバティブ取引</u>

為替予約取引

為替予約取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる商品

敷金及び保証金(貸借対照表計上額29,334千円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4, 539, 915	ı	ı	_
売掛金	148, 081	1	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	300, 000	_	-	-
立替金	99, 036	1	1	1
合計	5, 087, 032		ı	_

(注) 4. リース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
リース債務(短期)	673	1	-	-	-	-
リース債務 (長期)	-	682	692	642	-	-
合計	673	682	692	642	ı	_

(賃貸等不動産に関する注記) 該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記) 該当事項はありません。 (関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

254円71銭

(2) 1株当たり当期純損失

90円60銭

期中平均株式数

19,130,825株

(その他の注記)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額

1,350,000千円

借入実行残高

-千円

差引額

1,350,000千円

(重要な後発事象に関する注記)

1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権の発行 当社は、平成24年12月27日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月15日付 で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権を発行し、同 日1,005,100千円の払い込みが完了いたしました。なお、その詳細は以下のとおり であります。

(1) 発行の目的

当社の事業価値を継続して高めるため、既存パイプラインの開発推進及び新たな開発候補品を導入することを目的としております。

(2) 発行の概要

① 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1)払込期日	平成25年1月15日
(2)新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は25百万円 (額面100円につき金100円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4)当該発行による潜在株式数	3, 311, 258株
(5)資金調達の額	1,000,000,000円
(6)転換価額	302円
(7)募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケアPE 1 号投資事業有限責任組合 1,000,000,000円
(8)利率	本社債には利息を付しません。
(9)その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出 の効力発生を条件とします。

② 第29回新株予約権

(1)割当日	平成25年1月15日	
(2)新株予約権の総数	50個	
(3)発行価額	総額5,100,000円(新株予約権1個当たり102,000円)	
(4) 当該発行による潜在株式数	1, 326, 250株	
(5)資金調達の額	505, 100, 000円 (内訳) 新株予約権発行分 5, 100, 000円 新株予約権行使分 500, 000, 000円	
(6)行使価額	377円	
(7)募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケアPE 1 号投資事業有限責任組合 50個	
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出 の効力発生を条件とします。	

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権の行使による 新株式の発行

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は、平成25年1月末日までに額面450,000千円が行使され、新たに普通株式1,490,065株を発行いたしました。

また、第29回新株予約権についても、平成25年1月末日までに20個(1個当たりの発行株式数26,525株)が行使され、新たに普通株式530,500株を発行いたしました。

その結果、平成25年1月末日現在、資本金は6,350,629千円、資本準備金は6,320,629千円、発行済株式総数は21,151,465株となりました。

独立監査人の監査報告書

平成25年2月25日

シンバイオ製薬株式会社 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 英 志 ⑩ 業務執行社員 公認会計士 吉 田 英 志 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 印 策務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンバイオ製薬株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、資見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月27日開催の 取締役会決議に基づき、平成25年1月15日付で第1回無担保転換社債型新株予 約権付社債及び第29回新株予約権を発行し、同日1,005,100千円の払込が完了 している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について平成25年1月末日までに額面450,000千円が行使されたため、新たに普通株式1,490,065株を発行するとともに、第29回新株予約権についても、平成25年1月末日までに20個(1個当たりの発行株式総数26,525株)が行使されたとめ、新たに普通株式530,500株を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との問には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職 務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正 しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

平成25年3月1日

 シンバイオ製薬株式会社
 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 大 泉 浩 志 印

 社 外 監 査 役 一 條 實 昭 印

 社 外 監 査 役 島 崎 主 税 卵

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役5名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、新たな取締役候補者2名を 含め、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、下記のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
吉田文紀 1 (昭和24年1月19日)	昭和55年1月	日本バイオラッドラボラトリーズ株式会社 代表取締役社長		
	平成3年7月	日本シンテックス株式会社 代表取締役社 長		
	平成5年5月	アムジェン株式会社 代表取締役社長 米国アムジェン社 副社長	3,030,000 株	
		平成17年3月	当社設立 代表取締役社長兼CEO (現任)	
		(重要な兼職の	の状況)	
	該当事項はあり	りません		
		昭和57年4月	旧株式会社三菱銀行入行	
	平成2年5月	ペンシルバニア大学 経営学修士号取得		
		平成15年11月	旧株式会社東京三菱銀行 芦屋支店長	
下村 卓 (昭和35年1月30日) ※	平成16年9月	三菱自動車工業株式会社 財務統括室室長 海外CF0		
	平成17年8月	Mitsubishi Motors North America Inc. EVP兼Co-CFO	0株	
		平成22年1月 平成25年2月	株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店長 当社 副社長執行役員(現任)	
		(重要な兼職の	v -v =/	
		該当事項はあり	りません	
3 (昭和34年12月22日)	平成4年6月	マサチューセッツ工科大学 経営学修士号 取得		
	平成4年7月	マッキンゼー アンド カンパニー入社		
		平成15年3月	アムジェン株式会社 取締役	
	平成17年6月	東京大学 学術企画調整室 特任助教授		
		平成18年6月	アステラス製薬株式会社 社外取締役	0株
	(昭和34年12月22日)	平成19年4月	東京大学 広報室 特任准教授	
		平成21年8月	衆議院議員	
		平成24年3月	当社 社外取締役 (現任)	
	(重要な兼職の該当事項はあり	v - v - /		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
4 ローウェル・シアーズ (昭和26年2月27日)		昭和61年8月 米国アムジェン社 財務部長兼企画部長 昭和63年10月 同社 最高財務責任者兼アジア太平洋地域 担当上級副社長	
	責任者(現任)	0株	
	平成17年9月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)		
		Sears Capital Management Inc. 最高経営責任者	
5 ジョージ・モースティン (昭和25年12月28日)		平成3年3月 米国アムジェン社 上級副社長 グローバ ルディベロップメント兼CMO	
		平成17年9月 当社サイエンティフイック・アドバイザリ ー・ボード (SAB) メンバー	
	平成19年7月 当社サイエンティフイック・アドバイザリ ー・ボード (SAB) 議長 (現任)	0株	
		平成21年3月 当社 社外取締役 (現任)	
	(重要な兼職の状況)		
		G & R Morstyn Pty Ltd. 最高経営責任者 昭和50年6月 リーハイ大学 経済学博士号取得	
ミルトン・グラナット 6 (昭和21年7月20日) ※	昭和54年4月 レックスサービス社 事業開発バイスプレ ジデント		
	6 (昭和21年7月20日) ※	平成元年5月 スターリングヘルスUSA社 ファイナン スバイスプレジデント	0株
		平成6年5月 ノバルティスファーマ社 グローバル事業 開発バイスプレジデント	
		(重要な兼職の状況)	
		該当事項はありません	

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 取締役候補者江端貴子、ローウェル・シアーズ、ジョージ・モースティン及びミルトン・ グラナット各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
 - (1) 江端貴子氏につきましては、日米製薬企業、大学等での豊富な経験や知識をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。
 - (2) ローウェル・シアーズ氏につきましては、企業経営者としての知識や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年6ヵ月であります。
 - (3) ジョージ・モースティン氏につきましては、医師としての知識や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての存任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
 - (4) ミルトン・グラナット氏につきましては、グローバルなヘルスケア企業での豊富な経験や知識をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります
 - 5. 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である江端貴子、ローウェル・シアーズ、ジョージ・モースティン及びミルトン・グラナット各氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

(1) 提案の理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役に対し、ストックオプションを目的とした新株予約権を発行いたしたく存じます。

ストックオプションとしての報酬等については、会社法第361条の規定に基づき、平成24年3月29日開催の第7期定時株主総会においてすでにご承認をいただいておりますが、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法を変更するとともに、発行する新株予約権の内容を変更するため、以下のとおり、ストックオプションとしての役員報酬等の額及び内容並びにストックオプションとして発行する新株予約権の内容を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(2) 報酬の額および内容

ストックオプションとしての報酬等については、第7期定時株主総会において、会社法第361条第1項に規定される報酬等として、年額1億3,000万円(うち社外取締役につき2,100万円)の範囲で新株予約権を付与する旨のご承認をいただいておりますが、新株予約権にかかる報酬等の額を、年額8,000万円(うち社外取締役につき2,200万円)以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬等の額については、割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権の1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総個数を乗ずることにより算定いたします。また、当社の取締役の報酬については、平成17年8月3日開催の臨時株主総会において年額金1億3,000万円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、本議案についてはかかる取締役報酬枠とは別枠でご承認をお願いするものであります。

(3) 割当対象者

本新株予約権の割当対象者は、当社の取締役であります。

なお、第1号議案が承認可決されますと、当社取締役の員数は6名(うち社 外取締役4名)となりますが、本新株予約権の割当対象となる取締役は5名 (うち社外取締役3名)となります。

(4) 役員報酬であるストックオプションとして発行する新株予約権の内容 ストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の内容は、次 のものとします。

① 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。) は、当社普通株式100株とする。

ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行 使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調 整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

(調整後株式数) = (調整前株式数) × (分割・併合の比率)

上記の他、下記④に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額8,000万円を、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権1個あたりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの 行使価額に上記①に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額 とする。

1株当たりの行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における金融商品取引所の当社普通株式の普通取引の終値 (以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における金融商品取引所の当社 普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直 近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使 価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× 分割・併合の比率

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分 する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の 算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

> 既発行」新規発行株式数×1株当たりの払込金額 新規発行前の株価 既発行株式数+新規発行による増加株式数

行使価額 一 行使価額 ′

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当 社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合に は「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株 当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が 承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社 は必要と認める払込金額の調整を行う。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日 後10年を経過する日まで。
- ⑤ 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の 額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ の端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の 額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とす る。

- ⑦ 新株予約権の行使の条件
 - (i) 各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。
 - (ji) 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。) は、 権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役また は従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれか に該当する場合にはこの限りではない。
 - (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退 任した場合。
 - (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
 - (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社また は当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議

した場合。

(iii) 本新株予約権を行使することができる期間(以下「本行使期間」という。)の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「企業再編」という。)を行うことにつき、当社株主総会の決議(会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。)または当社取締役会の決議(当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。)で承認された場合には、本新株予約権者は、上記⑤の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

(iv) 本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する 新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予 約権の個数の全部を上限として 当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以 内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、 当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約 権を行使することができないものとする。
- (v) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (vi) その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、 当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める ところによる。
- ⑧ 譲渡による本新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 新株予約権に関するその他の事項
 新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使 していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行 使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話 (iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ) ※から、当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。) ※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成25年3月27日(水曜日)の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の 改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パス ワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階 「東京ステーションコンファレンス」 602会議室 電話 03-6888-8080(代)

■交通

● JR東京駅新幹線専用改札口(日本橋口) 徒歩1分 ● JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分 ● 東京メトロ東西線大手町駅 徒歩1分

